

青森県報

第三千八百号

平成二十六年
一月三十一日
(金曜日)

目次

告示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……一
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……一
- 道路の区域の変更……………(道路課) ……二
- 公 告……………
- 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活課) ……三
- 建設業者の許可の取消し……………(東青地域) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(上北地域) ……四
- 出先機関……………(中南地域) ……四
- 土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定……………(県民局) ……四

告 示

青森県告示第四十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十六年一月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	名称	住所	年月日
	有限会社ブライナ	南津軽郡藤崎町大字矢沢字福富一五五の二	訪問介護	たんぼぼ	南津軽郡藤崎町大字矢沢字福富一五五の二	平成二六・三・一

青森県告示第四十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十六年一月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	名称	住所	年月日
	有限会社ブライナ	南津軽郡藤崎町大字矢沢字福富一五五の二	訪問介護	たんぼぼ	南津軽郡藤崎町大字矢沢字福富一五五の二	平成二六・三・一

青森県告示第四十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十六年一月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人伸康会	社会福祉法人伸康会	社会福祉法人伸康会	名称	指定障害福祉サービス
弘前市大字石田二二一の	弘前市大字石田二二一の	弘前市大字石田二二一の	主たる事務所在地	障害福祉サービス
就労継続支援A型	就労移行支援	自立訓練(生活訓練)	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所
就労支援センターの家	就労支援センターの家	就労支援センターの家	名称	
弘前市大字石渡四丁目一三の七	弘前市大字石渡四丁目一三の七	弘前市大字石渡四丁目一三の七	所在地	
"	"	平成二六・二一	指定年月日	

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間								変更前後	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	八戸大野線	三戸郡階上町大字田代字横窪一四の一から三戸郡階上町大字田代字鶯ヶ沢三の六まで								前	二五・五〇メートル	九六四・〇〇メートル	
2	県道	八戸野辺地線	八戸市城下四丁目七の一六から八戸市小田二丁目一の一まで 八戸市大字河原木字千苅田四の二から八戸市小田二丁目一の一まで								前	二四・八〇メートル	一、四七八・〇〇メートル	
			前	後	前	後	前	後	前	後	前	後		
			二五・五〇	二五・五〇	二四・八〇	二四・八〇	二五・五〇	二五・五〇	二四・八〇	二四・八〇	二五・五〇	二五・五〇	七九・八〇	

青森県告示第五十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十六年二月二十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人伸康会	弘前市大字石田二二一の	就労継続支援B型	就労支援センターの家	弘前市大字石渡四丁目一三の七	"
-----------	-------------	----------	------------	----------------	---

3	国 道 二八〇号	青森市大字西田沢字浜田七一の二から 青森市大字西田沢字沖津七の一まで
---	----------	---------------------------------------

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年一月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十六年一月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あおもり若者プロジェクトクリエイト

三 代表者の氏名

久保田 圭祐

四 主たる事務所の所在地

青森市古川一丁目一四の三

五 定款に記載された目的

この法人は、地域の若者が主体となつたまちづくり事業を通じて、地域社会における課題解決とともに若者の能力向上に寄与することを目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

後	前
二・八・九〇メートルから 二・七〇メートルまで	二・八・九〇メートルから 二・七〇メートルまで
五九・八〇メートル	五九・八〇メートル

平成二十六年一月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社ユニット

二 代表者の氏名 川田 博

三 主たる営業所の所在地 青森市大字後潟字大原九の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第一四八〇一号

五 取消年月日 平成二十六年一月九日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成二十五年五月三十一日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年一月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 新日本工業株式会社

二 代表者の氏名 中山 寿江

三 主たる営業所の所在地 青森市大字羽白字沢田五二一の五〇

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一〇〇五四二号

五 取消年月日 平成二十六年一月十四日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、大工、左官、とび・土工、石、屋根、管、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、熱絶縁 建具、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年一月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年一月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社ヨシコー

二 代表者の氏名 吉田 茂

三 主たる営業所の所在地 十和田市東二十二番町二二の五〇

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第五〇〇四二七号

五 取消年月日 平成二十六年一月十日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、大工、左官、とび・土工、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、ほ装、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、熱絶縁、建具、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十五年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、弘前市和徳土地改良区に係る土地改良事業計画の変更認可の申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年一月三十一日

中南地域県民局長 高 原 至 智

一 縦覧に供する書類

1 土地改良事業計画書の写し

2 定款の写し

二 縦覧の期間

平成二十六年二月三日から同年三月三日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所

<p>(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県</p>	<p>(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目番七七号 東奥印刷株式会社</p>
<p>毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭</p>	